

身体的拘束等適正化のための指針

特定非営利活動法人もちもちの木

- 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

- 1 特定非営利活動法人もちもちの木（以下、「当法人」という。）は、ご利用者に優しい心で寄り添い、ご利用者本位の暮らしを継続できるようにサービスを提供していきます。
- 2 当法人は身体的拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底します。
 - (1) 身体的拘束は廃止するべきものです。
 - (2) 身体的拘束廃止に向けて常に努力します。
 - (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行いません。
 - (4) 身体的拘束を許容する考え方はしません。
 - (5) 全員の強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジします。
 - (6) 身体的拘束を行わないための創意工夫を忘れません。
 - (7) ご利用者の人権を最優先にします。
 - (8) 福祉サービスの提供に誇りと自信を持ちます。
 - (9) 身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じます。
 - (10) やむを得ない場合、ご利用者、家族に丁寧に説明し身体的拘束を行います。
 - (11) 身体的拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体的拘束ゼロ」を目指します。

- 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体的拘束を適正化することを目的として、「身体的拘束適正化委員会」を設置します。
身体的拘束適正化委員会は3か月に1回以上開催し、次のことを検討します。

- (1) 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等の見直し
- (2) 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法についてと、それが適正に行われているか
- (3) 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合の慎重な調査及び対策について
- (4) 法人の年間研修計画に沿った研修及び教育について
- (5) 日常的ケアの見直し、ご利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているか

委員会の構成メンバーの責務及び役割分担は、以下のとおりとします。

責務・役割分担	担当者
身体的拘束適正化委員会の責任者	ケア全般の責任者である管理者
身体拘束禁止対応策の担当	理事長、介護リーダー
身体拘束実施時のケアプランの見直しやご利用者、家族等に対する説明	計画作成担当者
医療的ケアに関する検討、助言	看護職員、協力医療機関の医師、訪問看護師
第三者、専門家	必要に応じて事業者職員、協力医療機関の医師、精神科専門医、地域包括支援センターあるいは行政の担当者

● 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- 新規採用者には、入職時研修において「虐待・身体的拘束防止研修」「ストレスコントロール」等の研修を実施します。
- 身体的拘束等適正化のため、全職員に対する研修を年2回実施します。

● 身体的拘束等を廃止するための方策に関する基本方針

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあつたては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」

<参考> 介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

身体的拘束等を行わずにケアを行うために（3つの原則）

原則1. 身体的拘束を誘発する原因を探り除去する

身体的拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因があります。ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくありません。その人なりの理由や誘発する原因を徹底的に探り、除去するケアを行います。

原則2. 5つの基本的ケアを徹底する

5つの基本的ケア

次の5つの基本的なケアを実行し、ご利用者が転倒しやすい状況や、点滴が必要となる状況をつくらないようにすることが重要です。

① 起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは自分らしさを追求する第一歩である。

② 食べる

食べることは人にとって楽しみ、生きがいである。脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③ 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、オムツを使用している人については随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながるようになる。

④ 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。不潔な状態におかれると、痒みなどの不快さからイライラや不眠を生じ、大声や乱暴といった周辺症状に発展することもある。皮膚をきれいにしておけば本人も快適になる。またケアをしやすくなり、人間関係も良好になる。

⑤ 活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴にあった良い刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉による良い刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で心地良い刺激が必要である。

原則 3. 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現をめざす

身体的拘束の廃止を実現していく取り組みは、当法人におけるケア全体の向上やご利用者の生活環境の改善のきっかけとなります。また、「言葉による拘束（スピーチロック）」などは心理的虐待であり、決して行いません。

● 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の基本方針

身体的拘束は行わないことが原則ですが、緊急やむを得ない場合については次の通り対応します。

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体的拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない場合」とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処できないような、一時的・突発的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められます。

1. 3つの要件をすべて満たすこと

以下の3つの要件をすべて満たす状態であることを「身体的拘束廃止委員会」「運営推進会議」等で検討、確認します。

切迫性 ご利用者本人又は他のご利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

* 「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行わなければならないのかどうかを確認します。

非代替性 身体的拘束そのほかの行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

* 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まず身体的拘束を行わずに介護するすべての

方法の可能性を検討し、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認します。また、拘束の方法も、本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法で行われなければなりません。

一時性 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

* 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定します。

2. 手続きに際して慎重に取り扱うこと

仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意しなければなりません。

- (1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、身体的拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行うほか、「運営推進会議」において議題として上げ協議を行う。個人的判断で行わないこと。
- (2) 利用者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明は管理者及び看護師もしくはそれに準ずる者で行う。仮に、事前に身体的拘束について事業所としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体的拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。
- (3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体的拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとる。

3. 身体的拘束に関する記録が義務付けられる

- (1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- (2) 具体的な記録は「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を使用する。記録には日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧できるようにする。

● 当該指針の閲覧、公表に関する基本方針

各事業所内で閲覧できるようにするとともに当法人のホームページにも公表し、いつでもご利用者及びご家族が自由に閲覧できるようにします。

● その他の身体的拘束等適正化のための基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくために、当法人の職員全員が以下の点について十分

に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組みます。

- マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- 事故発生時の法的責任回避のために、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- 認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- サービス提供の中で、緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等が必要と判断しているか。本当に他の方法はないのか。

附 則

令和3年5月 施行